

議案第 150 号

伊賀市健康づくり推進条例の一部改正について

伊賀市健康づくり推進条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 28 年 9 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市健康づくり推進条例の一部を改正する条例

伊賀市健康づくり推進条例（平成 16 年伊賀市条例第 150 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「策定し、推進を図るように努める」を「推進する」に改める。

第 6 条を次のように改める。

（施策の実施）

第 6 条 市は、すべての市民が健康で活力ある社会を実現するため、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づき、市民の健康づくりの推進に関する施策を講ずるものとする。

第 11 条中「伊賀市健康 21 計画に基づく施策」を「健康づくりの推進に関する施策」に改める。

第 12 条第 2 項を次のように改める。

2 協議会は、健康づくりの推進に関する施策を調査審議するものとする。

第 13 条第 1 項中「20 人」を「15 人」に改め、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。